

(様式1)

元茅教施第383号

令和 2年 2月12日

文部科学大臣 殿

茅ヶ崎市長

佐 藤 光

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

茅ヶ崎市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成30年度～令和元年度（2年間）

(担当)

茅ヶ崎市教育委員会教育施設課

住所：神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話：0467-82-1111

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

本市の学校施設は建設から30年以上を経過し老朽化が進んだ建物が全体の約50%を占めており新設校等との間に学校間格差も生じている状況である。市内の各学校は災害時の避難場所に指定されていることもあり、それらの老朽化が進んだ施設の大規模改造や長寿命化改良事業を行うことにより、教育環境の改善及び建物の長寿命化を図る。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

本市地域防災計画にて避難所にされている学校に災害時に必要となるトイレの確保について、屋外トイレを設置することにより防災機能の分散・強化を図る。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

アスベスト封じ込め処理をしている学校施設については平成29年度の柳島小学校の工事を持って完了したが、今後の校舎、給食調理場などの改修にあたり、アスベスト、PCB、消防法などの法令に適合した改修工事を実施することや防犯上必要な設備の整備を検討することにより児童の安全性の確保を図る。

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

老朽化が著しい校舎棟の屋上放水、外壁塗装、内装等大規模改造を行い、施設の長寿命化及び教育環境の質的向上を図る。また、現在の生活様式に合致していない学校校舎のトイレについて改修を行い、その際に多目的トイレ(みんなのトイレ)を整備することによって全ての児童生徒が気兼ねなく利用できるトイレ環境の質的向上を図る。さらに教室については、児童生徒に健康面と熱中症等の予防対策として、エアコンの設置教室の拡充や代替え教室としての活用など教育環境の充実を図るとともに省エネルギー対応に改修する。また、特別支援学級の整備を進める。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

小学校19校の単独調理場の設置が平成30年度に完了するため、今後既存小学校給食調理場の改修や中学校給食調理場の整備を検討しながら、児童生徒に温かい学校給食を提供するとともに、アレルギー児対応や食育の推進を図る。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		19 校
中学校		13 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		0 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	19 箇所
	共同調理場	0 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	25 箇所
	学校武道場	0 箇所
	社会体育施設	0 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無し	令和2年3月(予定)
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無し	

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画の初年度に庁内において5の目標の度合いについて計測するための指標等を検討し、計画期間経過後に、その策定した指標等に基づき目標の達成度合いを計測し、評価結果等を当市のホームページ等で公表する。</p>
--

